

野洲川斎苑使用許可条件

守山野洲行政事務組合野洲川斎苑の設置および管理に関する条例第3条第1項の規定に基づく使用許可の条件は、次のとおりです。

火葬棟

- 1 到着時間および収骨時間を厳守すること。
- 2 駐車台数については、霊柩車を除き6台までとする。
- 3 告別室の収容人数は40人程度とする。
- 4 収骨室の収容人数は15人程度とする。
- 5 棺の大きさは、長さ210cm・幅70cm・高さ65cm以内、重量（遺体と棺の総重量）150kg未満とすること。
- 6 棺の中に入れる副葬品は原則花のみとし、火葬に支障のある次の物品を入れないこと。
危険物 : スプレー缶、ライター、密封してあるビン・缶・ペットボトル 等
金属製品 : ゴルフ用品、釣竿、杖、缶詰、おもちゃ、缶入りの飲料水 等
ガラス製品 : 酒・ビール・飲料水などのガラス瓶、化粧品、めがね 等
陶器類 : 茶碗、湯呑み 等
紙類 : 書籍、雑誌 等
革製品 : 革靴、鞆、バッグ 等
衣類 : 多量の着物、ふとん、毛布、まくら 等
果物類 : メロン、りんご、みかん 等

※ ペースメーカーを装着されているご遺体の場合は、必ず係員に申し出てください。

葬祭棟

- 1 収容人数は、式場1は120人、式場2は80人までとする。
- 2 供花は、祭壇に納まる範囲内および式場両側壁面に備え付ける。檜などの表飾り設備はできない。
- 3 盛籠は、祭壇に納まる範囲内とする。
- 4 エントランスホールは公共的広場のため受付以外の利用はできない。
- 5 施設内での飲酒は出来ない。
- 6 使用時間、最長午後4時から翌日午後3時までとする。

共通事項

- 1 その他、条例・規則等を遵守すること。
- 2 火葬棟および葬祭棟の収容人数については、状況により変更することができる。
- 3 駐車場 114台（野洲川斎苑全体）
式場、火葬等の利用で時間が他の利用者と重なる場合があり、駐車スペースには限りがあることから、可能な限り乗り合わせでの会葬としてください。